

令和3年6月18日

市立学校園所幼児児童生徒の保護者 様

川西市教育委員会

新型コロナウイルス感染症流行期における出席停止の取扱いについて  
(令和3年6月21日以降)

向暑の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市教育・保育の推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

10都道府県に発令中の緊急事態宣言について、沖縄を除く9都道府県は6月20日の期限をもって解除することが、このたび、政府により決定されました。これを受けて、本市においては、兵庫県の対処方針に基づき、一部対策の見直しを進めているところです。また、新型コロナワクチンの接種が国内各地で広がっております。

新型コロナウイルス感染症流行期における出席停止の取扱いについて、このたび変更点はありませんが、下記の通り、一部注意書きを追記しております。下記注意書きを含め、別紙一覧表の内容を改めてご確認くださいようお願いいたします。

なお、学校においては引き続き、感染防止対策に取り組み、子どもの健康に留意しつつ円滑な学校運営を推進いたします。各ご家庭におかれましては、毎日の登校園所前の健康観察を、引き続き徹底するようお願いいたします。

この措置は令和3年6月21日より実施いたします。

記

(1) 幼児児童生徒と同居する家族等が、発熱等の風邪の症状がある場合の注意書き

**現在**

風邪の症状があっても、花粉症等、医師により症状の原因が特定されている場合はこの限りではありません。

**変更後**

ただし、以下の場合は除外可。(幼児児童生徒は登校園所可)

- 風邪の症状があっても、花粉症等、医師により症状の原因が特定されている。
- 新型コロナワクチン接種の副反応による発熱等の症状がある。

(2) その他、文章表記を一部修正している箇所がございます。ご了承ください。